

トライアル・サウンディング事業実施における留意事項

1. 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出、事業の実施に係る費用は、全てトライアル・サウンディングにより暫定利用をするもの（以下、「暫定利用者」という。）の負担とする。

事業の実施においては、郡山市との共催事業とし、公園使用料及び上下水道料は全額免除とする。ただし、電気については発電機、ガスについてはプロパンガス、いずれも暫定利用者が用意することとする。

2. 提出書類の取り扱い・特許権等

提出書類等の取扱いについては以下の通りである。

- ・提出書類の著作権は、暫定利用者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。
- ・暫定利用者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しない。
- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った暫定利用者が負うものとする。

3. 法令等の遵守

提案及び実施にあたっては、暫定利用者の責任において関係法令及び法令適合等を確認すること。

4. リスク分担

トライアル・サウンディングに伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとする。

5. 許可書の取り扱い

許可書が交付された暫定利用者は、許可書に記載された条件のとおり公共施設を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施すること。なお、使用期間中は、事業に必要となる使用許可証を携行すること。

6. 事業中止

以下の場合には、暫定利用を中止することがある。

- ・申請した利用内容や許可条件に反する行為が行われたとき。
- ・安全対策が十分でないとき。
- ・新型コロナウイルス感染症が拡大するおそれがあるとき。

7. 安全対策

(1) 来場者の安全性の確保

公園内における安全管理は、暫定利用者の責任で行い、事故の無いよう十分配慮すること。

(2) 強風対策

テント等、強風に煽られる可能性があるものを設置する場合は、強風対策のための重りを各自で必ず設置すること。

(3) 火気・発電機・プロパンガスの使用

火気・発電機・プロパンガスを使用する場合は各自で必ず消火器を用意し安全に努めること。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室にて各業種団体が発行している「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び郡山市 HP 掲載の「新型コロナウイルス感染症の対応と感染対策について」を確認の上、拡大防止に努めること。

参照：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP (<https://corona.go.jp/>)

郡山市 HP (https://www.city.koriyama.lg.jp/fukushi/kenko_iryu/6/23167.html)

【対策例】

- ①現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨
- ②飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね2 m以上となるよう座席を配置
- ③混雑時の入場制限を実施
- ④施設内の換気を徹底
- ⑤食器、テーブル、椅子等の消毒の徹底
- ⑥暫定利用者及び施設利用者は、マスクの着用と手指消毒を徹底
- ⑦対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との遮蔽を徹底
- ⑧物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない

8. 開成山公園 Park-PFI 事業者公募における評価加点について

トライアル・サウンディングの暫定利用者となった事業者については、今後予定している開成山公園 Park-PFI 事業の事業者選定審議会において評価加点を検討する。

9. モニタリング・ヒアリング

(1) モニタリング

事前に郡山市が作成した市民向けアンケートについてトライアル・サウンディング事業実施時に市民（イベント参加者）への配布に協力すること。（回収箱を園内に設置し、市において回収・集計）

(2) ヒアリング（事業報告書の提出）

暫定利用期間が満了した後、郡山市の指定する日にヒアリングを実施する。その際に、暫定利用者は利用実績等をまとめた資料（事業報告書）を市に提出すること。

No	報告項目
①	事業実績報告書（郡山市後援・共催申請書【様式4】の別記様式（第5条関係））
②	事業実績（期間内の（日別値／合計値）実績、利用者区分、料金、参加人数等）
③	収支報告（市による共催のため）
④	事業実施において感じた課題 （新型コロナウイルス感染症拡大対策、実施内容、場所、安全対策等）
⑤	開成山公園 P-PFI 事業公募時における郡山市への要望、意見等

※報告項目は①を除き、任意様式で提出すること。